## 中国優遇税制の延長について

2023 年 12 月に期限が到来する外国人への中国個人所得税の優遇規定が 2027 年 12 月まで 4 年間延長されることになりました。

この優遇規定は本来 2021 年 12 月で終了する予定でしたが、コロナ禍の経済危機等から 2023 年まで 2 年間延長されていました。この度の延長期限到来を受けて、再延長すること になったわけです。

優遇の主な内容は住宅手当、子女教育費、語学研修費などの手当を支給する場合、これを個 人所得税の計算から控除するものです。

特に住宅手当は、駐在員のマンションなどを現地法人が準備、家賃負担するケースが多く、 また近年の中国の物価高でその賃料負担も大きいことから、今回の再延長は日系企業・中国 駐在員にとって福音となります。

以上の他にも、2023 年度で満了予定の年 1 回性賞与の個人所得税優遇政策(注)も同じく 2027 年 12 月まで延長されることになりました。

注:年1回に限り、支給した賞与を12分の1に減額した金額に相当する個人所得税税率を 用いて納税額を計算するもの。

しかし、従来中国当局による各種延長は 1-2 年程度が一般的であったのに対し、今回は一気 に 4 年も延長をしています。確かに前回の延長はコロナ問題の最中であったため、将来が 読みづらいという事情もあったかもしれません。

しかしアフターコロナとなった現在において 4 年も延長をするという事は、つまり景気回復に相当時間がかかると中国当局が見ているとも言えます。

税の優遇も重要ではありますが、やはり景気が回復し、会社・個人の所得が伸びることが肝要であるとも言えます。